伊勢崎市契約検査課

# 建設工事現場における請負金額等の表示について

## 建設工事現場における請負金額等の表示とは…

平成29年1月から、公共工事におけるコスト意識及び透明性の向上を図るとともに、 公共工事のイメージアップ等を図るため、次のとおり請負金額等を標示板等により建設工 事現場に表示することとします。

#### 1. 表示の目的

請負金額、工事内容などの情報を建設工事現場に表示することで、市民の皆様、発注者、受注者との情報の共有化が図られることにより、公共工事へのコスト意識を向上させ、公共工事の透明性の向上に寄与するとともに、世界遺産田島弥平旧宅のPRキャラクター「くわまる」を利用することにより本市の発注工事と一目で分かるよう、また公共工事のイメージアップに結びつくことを目的とします。

# 2. 表示の対象

標示板等による請負金額等を表示する対象工事については、本市が発注する建設工事の うち、原則として入札案件に該当する予定価格が130万円を超える建設工事を対象とし ます。ただし、監督職員の判断で建設現場の状況により安全性が確保されない場合や附帯 工事などを理由に対象外とする場合があります。

# 3. 標示板等の様式

本市が作成した標示板等の様式(別添)については、受注者が標示板等を作成する際に参考となる統一したサンプルですので、様式として強要するものではありません。ただし、受注者が任意の様式で標示板等を作成する場合には、請負金額の表示は必須項目とし、工事内容の表示と「くわまる」の利用については任意項目とします。

#### 4. 表示の方法及び場所

(1) 土木工事については、補助標示板を設置することとし、工事看板と対になっているため路上に設置することになりますので、通行人等が安全に看板を確認できる場所に設置することを基本とします。なお、補助標示板の設置にあたっては、工事担当者が、群馬県の安全施設設置要領に準拠してそれぞれの道路の状況・現場の状況を十分勘案して実施することとなりますが、その際市の監督職員も必要に応じて適切な指導を行

うこととします。

(2) 建築工事については、A 3 サイズの紙ベースのものを敷地内の掲示板へ掲示すること とし、土木工事のように安全性にはあまり考慮する必要はないですが、近隣の住民等 の見えやすさを基本とします。

# 5. 請負金額等の表示の内容

請負金額等とは、請負金額及び工事内容とし、その表示内容については、次のとおりとします。

- (1) 請負金額は、当初契約額(消費税を含む。)とし、受注者が任意に標示板等を作成する場合には「請負金額〇〇千円」「総事業費〇〇千円 建築工事〇〇千円、電気工事〇〇千円」「この工事は 1 メートルあたり〇〇千円です」など、通行人等や近隣の住民等にとって分かりやすい内容となるものであれば、受注業者の判断による表記内容とすることができます。なお、設計変更により請負金額が変更された場合には、可能なかぎり、その書き換えに努めることとします。
- (2) 工事内容は、工事の目的及び概要などを簡潔にわかりやすく記載することとします。また、大型工事の場合には、完成予想図、全体計画など詳細な情報を記載した「説明板」などを別途設置し、情報の提供に努めることとします。

# 6. 世界遺産田島弥平旧宅のPRキャラクター「くわまる」の利用 世界遺産田島弥平旧宅のPRキャラクターである「くわまる」を標示板等に利用する

世界遺産田島弥平旧宅のPRキャラクターである「くわまる」を標示板等に利用する場合の手続きについては、次のとおりとします。

- (1) 土木工事について、受注業者が補助標示板の作成を看板業者に依頼する場合には、「くわまる」の利用に当たっての本市(企画調整課)への利用申請は看板業者が行うため、受注業者は申請の必要がなく、看板業者からの購入により補助標示板が設置できることになります。
- (2) 建築工事について、受注業者が作成したA-3サイズの掲示物を場内の掲示板へ掲示することになるので、市が作成した様式サンプルを利用する場合には、市(企画調整課)への利用申請は必要ありません。
- (3) 土木工事・建築工事共、任意の標示板等を作成する場合(看板業者に依頼する場合は除く。)に、「くわまる」を利用する場合には、1箇所1契約毎に市(企画調整課)への利用申請が必要になります。

# 7. 標示板等の作成に要する費用負担

標示板等の作成に要する費用については工事請負費の中の諸経費に含め、市は表示に 必要な情報を受注業者に提供することとします。